

令和7年度 宇和島市奨学生追加募集要項

1 目的

経済的理由により修学困難な者に対して、奨学資金を貸し付けて修学させることを目的とします。

2 募集人員

高等学校・高等専門学校・専門学校・短期大学・大学 いずれも若干名

3 貸与額

学校別	修学金
高校・高専学校	月 15,000円
大学・短大・専門学校	月 30,000円

※支度金の貸付はありません。

4 貸与期間

令和7年10月から卒業まで（正規の修学期間）

5 出願資格

- (1) 保護者（親権を行なう者または後見人）が、宇和島市内に在住し市税を滞納していないこと
- (2) 現在、高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学及び大学に在学している者
- (3) 学業、人物共に優良、健康であり学資の支弁が困難であると認められる者
- (4) 他の育英、愛媛県、その他の奨学生でない者

6 出願手続

下記提出物を学校を通じて、教育総務課へ提出してください。

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
- (2) 奨学生推せん調書（様式第2号）
- (3) 家計調書
- (4) 所得(課税)証明書（税務課発行のもの）
※令和6年中の所得の内容等が記載された令和7年度分
（令和7年6月16日から発行可能予定）
- (5) 承諾書兼同意書（保護者、連帯保証人）

7 募集期間

令和7年6月16日（月）～令和7年7月4日（金）

8 奨学生の基準

人物、健康、学力及び家計の各基準については、愛媛県奨学生に準じて行います。

9 奨学生の内定及び決定

- (1) 学校長からの推薦調書、本人の願書等について審査し決定します。
- (2) 決定すれば、本人及び学校長に通知します。

※通知は8月中旬頃の予定です。

10 連帯保証人

奨学生に採用されたとき及び貸与が終了したときには、連帯保証人（宇和島市に住所を有し別生計で住民税を賦課され滞納していないこと。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、市内に居住することを要しない。）と連署押印した書類の提出が必要となります（印鑑登録証明書添付）。

11 返還の義務

奨学資金は学資金として貸与するものですから、卒業後は必ず返還しなければなりません、この返還義務以外の付帯義務は一切ありません。また、卒業後の就職、進学その他についても制限はありません。

奨学資金の返還は、貸与を終了してから原則1年経過後、半年賦によって10年以内に返還してください。